

# 消防計画

平成 年 月 日作成

## 1 目的およびその適用範囲等について

### (1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

### (2) 適用範囲等

この計画に定めた事項については、 に勤務等し出入りするすべての者に適用する。

### (3) 防火管理業務の一部委託について 【 該当 非該当 】

## 2 管理権原者および防火管理者の業務と権限

### (1) 管理権原者

- ① 管理権原者は、 の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- ② 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- ③ 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- ④ 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

### (2) 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成および実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成（変更）
- ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- ③ 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

#### ア 建物

基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段等

#### イ 防火施設

防火戸、防火シャッター等

#### ウ 避難施設

階段、避難口等

#### エ 電気設備

変電室、分電盤等

- オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所
- カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）  
給湯設備、ガス設備、ボイラー等
- キ 消防用設備等

消火設備	消火器	屋内消火栓設備
	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備
	泡消火設備	不活性ガス消火設備
	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備
	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備
警報設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備
	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報知設備
	非常警報設備(非常ベル)	非常警報設備(自動式サイレン)
	非常警報設備(放送設備)	
避難設備	誘導灯	誘導標識
消火活動 上有効な 施設	消防用水	連結散水設備
	連結送水管	非常コンセント設備
	無線通信補助設備	

- ④ 消防用設備等の法定点検・整備および立会い
- ⑤ 改装工事など工事中の立会いおよび安全対策の樹立
- ⑥ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- ⑦ 収容人員の適正管理
- ⑧ 従業員または職員等に対する防災教育の実施
- ⑨ 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- ⑩ 管理権原者への提案や報告
- ⑪ 放火防止対策の推進
- ⑫ その他

### 3 消防機関との連絡等

#### (1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
① 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、またはこれを解任したとき	管理権原者
② 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、または次の事項を変更したとき ア 管理権原者または防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理および防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
③ 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
④ 消防用設備等点検結果報告	年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）	管理権原者
⑤ その他消防用設備等の設置届	消防用設備等を増設、改設、移設したとき	管理権原者

#### (2) 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告または届出した書類および防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

### 4 火災予防上の点検・検査

#### (1) 日常の火災予防

- ① 防火管理者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- ② 別表1は、各従業員に配布し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

#### (2) 自主的に行う検査・点検

- ① 火災予防上の自主検査（1ページ目2の(2)③の項目）

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2の『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』および別表3の『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、火元責任者がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。

(イ) 「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4の「自主検査チェック表（定期）」に基づき、防火管理者がチェックする。

実施時期は、 月と 月の年2回とする。

## ② 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火管理者がチェックする。

イ 実施時期は、 月と 月の年2回とする。

## (3) 消防用設備等の法定点検

① 消防用設備等の法定点検は、 に委託して別表6により行う。

② 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会わなければならない。

## ③ その他

建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立会わなければならない。

## (4) 報告等

① 自主検査、自主点検および法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、点検結果に不備・欠陥事項がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

② 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

③ 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修および予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

## 5 勤務者等の遵守事項

### (1) 従業員または職員等が守るべき事項

① 全従業員または職員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉および熱、煙により自動的に閉まる扉）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置またはそのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

(ア) 担当階の非常口等の管理状況について常に確認しておく。

(イ) 担当階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。

## ② 火気管理等

ア 喫煙管理について、常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は、指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 終業時等には、必ず灰皿の整理および火気設備器具等の熱源の遮断等の安全確認をする。

エ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

オ 火気設備器具は、指定された場所で使用するとともに、器具等の本来の目的以外に使用しない。

カ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物を接近して使用しない。

キ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

ク その他

## ③ 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行うものは、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設または増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

エ その他

ステージ、舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）または火気を使用し、ショーや演技を行うとき

## ④ 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期または不定期に行う。

- オ 火元責任者または最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。
- カ その他

(2) 防火管理者等が守るべき事項

① 収容人員の管理

防火管理者は、収容能力以上とならないように従業員または職員等に徹底する。

② 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、工事を行うときは必要により、「工事中の消防計画」を消防機関に届出をする。

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

(ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(ウ) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

(エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

(カ) その他

③ 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定または制限することができる。

ア 喫煙場所および喫煙禁止場所の指定

イ 火気設備器具の使用禁止場所および使用場所の指定

ウ 危険物の貯蔵または取扱い場所の指定

エ 工事等の火気使用の禁止または制限

④ その他

ア 防火戸、防火シャッター等の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。

イ 避難経路図を作成し、全宿泊室および必要な場所に掲出する。

## 6 自衛消防組織等について

### (1) 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表7のとおりとし、この別表は、休憩所、事務室等の見やすいところに掲示する。

### (2) 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

#### ① 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当または火災を発見した者は、119番通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ ぼやで消えた後でも、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

#### ② 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備等を用いて、燃えているところに向けて消火する。

#### ③ 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ メガホン等を使用して落ち着いて行動するように誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくい時は、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者および逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

#### ④ 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

#### ⑤ 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

救護所は、  
とする。

### (3) 自衛消防隊の活動範囲

- ① 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所、施設の管理範囲内とする。
- ② 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

## 7 休日、夜間の防火管理体制

### (1) 休日、夜間に在館者がいる場合

#### ① 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

#### ② 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者等建物内にいる者全員で、次の初動措置を行う。

##### ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

##### イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

##### ウ 避難誘導

建物内の全員に、放送設備、メガホン等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

##### エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報および資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

##### オ その他

### (2) 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

休日、夜間の自衛消防組織および任務は別表 8 のとおりとする。

## 8 地震対策について

### (1) 日常の地震対策

- ① 地震対策を実施する責任者は、とする。
- ② 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
  - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。



- イ 窓ガラス・看板・広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
  - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
  - エ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。
- ③ 地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備 蓄 品 目	備 蓄 場 所
1 飲料水	事 務 室
2 非常用食料（缶詰、乾パン類）	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 メガホン	

(2) 地震後の安全措置

① 出火防止

火気設備器具の直近にいる従業員または職員等は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

② 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

③ 地震終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具および危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

④ 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

⑤ その他

ア 避難通路の確保を行う。

イ 防火管理者は、被害の状況を把握する。

(3) 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

① 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は放送設備等を使用し、建物内にいる者全員に周知する。

② 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 建物内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周囲や、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (イ) 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
- (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令または自衛消防隊長の命令により行う。
- (エ) 避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。
- (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- (カ) その他  
 避難は、一時集合場所である \_\_\_\_\_ に集結し、人員確認後、避難する。
- イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- ウ その他

## 9 防災教育について

- (1) 防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者
従業員 職員	月 日 月 日	年 2 回	防火管理者
アルバイト パート	採用時	採用時 1 回 必要の都度	防火管理者

## (2) 防災教育の内容および実施方法

- ① 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。
- ア 消防計画について
    - (ア) 従業員または職員等が守るべき事項について
    - (イ) 火災発生時の対応について
    - (ウ) 地震時の対応について
  - イ その他火災予防上必要な事項
    - (ア) 防火管理マニュアルの徹底に関すること。

(イ) 消防機関が行う防災講演会に参加すること。

② 防災教育の実施方法

ア 採用時に実施する。

イ 朝礼時等に実施する。

10 防火管理再講習

(1) 防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

(2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講じる。

11 訓練について

(1) 訓練の実施時期等

① 訓練の種別および実施時期等

訓練の種別	実施時期	備 考
消火訓練	月 日 月 日	年1回以上は、実際に消火器から消火薬剤または水消火器を使用した放射する訓練を実施する。
通報訓練	月 日	
避難訓練	月 日 月 日	
その他の訓練	月 日	応急救護訓練等を実施する。
総合訓練	月 日	大規模地震を想定した訓練も合わせて実施する。

② 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 従業員および職員等（パート、アルバイトを含む。）

(2) 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次の訓練に反映させなければならない。

別 図

〈避難経路図〉

別表 1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者		担当者の任務	
役職・氏名		防 火 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の総括責任者</li> <li>・火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
火元責任者		火 元 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などに基づき、チェックし防火管理者に報告する。</li> </ul>
担当区域	氏 名		
		従業員または職員等の注意事項	
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器、自動火災報知設備の発信機が設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には物品を置かないこと。</li> <li>2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。</li> <li>3 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4 電熱器等の火気設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。</li> <li>5 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>6 従業員または職員等の喫煙は、指定された場所で行うこと。</li> <li>7 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>8 シンナーや塗料など火災予防上危険な物品を持ち込ませないこと。</li> <li>9 危険物品を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>10 指定場所以外で臨時に火気を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>11 吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>12 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>13 電気、ガスなど火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>14 その他</li> </ol>	
		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



実施責任者		担当区域					
日	曜日	実 施 項 目					
		ガス器具 のホース の老化・ 損傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気設備 器具の異 常の有無	吸い殻の 処 理	終業時の 火 気 の 確 認	そ の 他 (トイレ 内の可燃 物・ゴミ 箱等の確 認)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○……良      ×……不備      ○……即時改修

防火管理者 確 認

別表 3

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者		担当範囲							
実施日時									
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害									
閉鎖障害									
操作障害									
備考									
実施責任者		担当範囲							
実施日時									
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害									
閉鎖障害									
操作障害									
備考									

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○……良      ×……不備      ○……即時改修

防火管理者



別表 4

自主検査チェック表（定期）

実施項目および確認箇所		確認結果	
建築物構造	(1)基礎部 上部の構造に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。		
	(2)柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(3)天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	(4)窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、または枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(5)外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。		
	(6)手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。		
	(7)消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。		
防火施設	(1) 外壁の構造および開口部等 ①外壁の耐火構造等に破損はないか。 ②外壁の近くおよび防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積および避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。		
	(2) 防火区画 ①防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 [確認要領]○常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。		
	避難施設	(1) 廊下・通路 ①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
		(2) 階段 ①手すりの取付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

避難施設	(3)	避難階の避難口（出入口）		
		①扉の開放方向は避難上支障ないか。		
		②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。		
		③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。		
火気設備器具	(1)	厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器		
		①可燃物品からの保有距離は適正か。		
		②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。		
		③ガス配管は、亀裂、老化、損傷していないか。		
		④油脂分を発生する器具の天蓋およびグリスフィルターは清掃されているか。		
		⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。		
(2)	ガスストーブ、石油ストーブ等			
	①自動消火装置は適正に機能するか。			
電気設備	(1)	変電設備		
		①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。		
		②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		
	③変電設備に異音、過熱はないか。			
(2)	電気器具			
①タコ足の接続を行っていないか。				
②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。				
危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所			
	(1)	標識は掲げられているか。		
	(2)	掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		
	(3)	換気設備は適正に機能しているか。		
	(4)	容器の転倒、落下防止措置はあるか。		
	(5)	整理清掃状況は適正か。		
	(6)	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		
(7)	屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
備考				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○……良 ×……不備・欠陥 ○……即時改修

別表 5

消防用設備等自主点検チェック表（定期）

## 【警報設備】

実施設備	点検項目	点検結果
自動火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
ガス漏れ火災 警報設備 (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変更、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常警報設備 (非常ベル) (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常警報設備 (自動式サイレン) (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常警報設備 (放送設備) (年 月 日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
備 考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

別表 5

## 消防用設備等自主点検チェック表（定期）

## 【消火設備】（その1）

実施設備	点検項目	点検結果
消火器 (年月日)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 (年月日)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日)	(1) 散水の障害がないか。(例 物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備 (年月日)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備 (年月日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
ハロゲン化物 消火設備 (年月日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	

【消火設備】（その2）

実施設備	点検項目	点検結果
粉末消火設備 （ 年 月 日）	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 （ 年 月 日）	(1) 貯水槽は変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、規定の水量が確保されているか。	
	(2) 加圧送水装置は変形、損傷、著しい腐食等がなく、電圧計及び電流計の指針の位置が適正であるか。(または電源表示灯点灯しているか。)	
	(3) 起動装置は変形、損傷、著しい腐食等がなく、加圧送水装置が確実に起動し、始動表示灯が点灯又は点滅するか。	
	(4) ホース及びノズルは変形、損傷等がなく、必要本数が所定の位置に正常に収納されているか。	
動力消防ポンプ設備 （ 年 月 日）	(1) 貯水槽は変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、規定の水量が確保されているか。	
	(2) 燃料は規定量が満たされており、容易に始動するか。	
	(3) ポンプ本体はポンプ及び接続管部分に変形、損傷等がなく、バルブ類の開閉位置が正常で開閉操作が容易にできるか。	
	(4) ホース及びノズル等は変形、損傷、著しい腐食、異物のつまり、パッキンの老化等がないか。	
備 考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

【避難設備】

実施設備	点検項目	点検結果
誘導灯 および 誘導標識 (年月日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
避難器具 (年月日)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	

【消火活動上必要な施設】

実施設備	点検項目	点検結果
消防用水 (年月日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。 また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年月日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。 また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年月日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
無線通信補助設備 (年月日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(2) 通話状況は良好か。	
備考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

別表 6

消防用設備等点検計画表

点検実施日および点検の区分 消防用設備等の種類		点検実施日	
		機器点検	総合点検
消火設備	消火器	月 日	月 日
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備		
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
警報設備	自動火災報知設備	月 日	月 日
	ガス漏れ火災警報設備		
	漏電火災警報器		
	消防機関へ通報する火災報知設備		
	非常警報設備(非常ベル)		
	非常警報設備(自動式サイレン)		
	非常警報設備(放送設備)		
避難設備	誘導灯	月 日	月 日
	誘導標識		
消火活動 上有効な 施設	消防用水	月 日	月 日
	連結散水設備		
	連結送水管		
	非常コンセント設備		
	無線通信補助設備		
※消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合			
点検設備業者			
住 所			
電話番号			

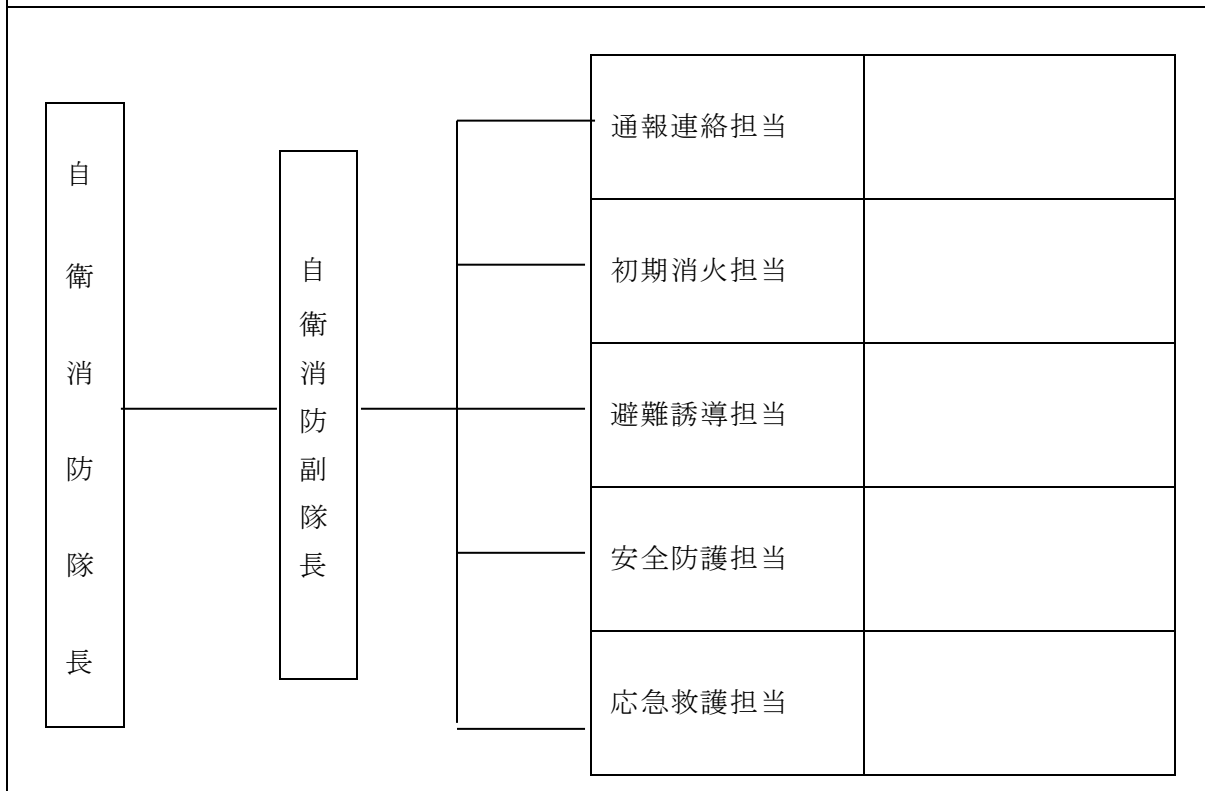
※該当しない消防用設備等は、斜線で消すこと。

別表 7

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長	(自衛消防隊に対する指揮、命令監督を行う。)
自衛消防副隊長	(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)

自衛消防隊の編成 (平常時)



平常時の任務

通報連絡担当	消防機関への通報および通報確認 館内への連絡並びに指示命令の伝達 関係者への連絡
初期消火担当	出火場所への急行 消火器等による初期消火
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導 負傷者および逃げ遅れ者の確認 非常口の開放並びに開放の確認と物品の除去
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置および防火戸、 防火シャッターの操作
応急救護担当	応急救護所の設置 負傷者に対する応急処置 救急隊との連携、情報の提供



別表 8

## 自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間等）

自衛消防隊の編成	
担 当 者 等	任 務
最高責任者 （最高責任者）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 初動措置全般の指揮</li><li>2 避難開始の決定、避難人員の確認および災害の状況把握</li><li>3 消防隊への情報提供</li><li>4 その他災害の指揮を統制するうえで必要な事項</li></ol>
通報連絡担当	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消防機関への通報および通報の確認</li><li>2 館内への連絡並びに指示命令の伝達</li><li>3 関係者への連絡</li></ol>
初期消火担当	<ol style="list-style-type: none"><li>1 出火場所への急行</li><li>2 消火器等による初期消火</li></ol>
避難誘導担当	<ol style="list-style-type: none"><li>1 出火時における避難者の誘導</li><li>2 負傷者および逃げ遅れ者の確認</li><li>3 非常口の開放並びに開放の確認と物品の除去</li></ol>
安全防護担当	<ol style="list-style-type: none"><li>1 水損防止、電気、ガス等の安全措置</li><li>2 防火戸、防火シャッターの操作</li></ol>
応急救護担当	<ol style="list-style-type: none"><li>1 応急救護所の設置</li><li>2 負傷者に対する応急措置</li><li>3 救急隊との連携、情報の提供</li></ol>

別表 9

防火管理業務の委託状況

(平成 年 月 日現在)

防火対象物名称		※用途		
管理権原者氏名		※管理者区分 所・管・占		
防火管理者氏名		※選任区分 単独 共同 重複		
受託者の氏名 及び住所等 法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地		氏名 (名 称) 住所 (所在地)  TEL ( )		
		担当事務所  TEL ( ) 〔教育担当者講習修了者氏名〕 〔講習修了証番号 〕 〔教育計画 〕		
通報登録承認番号				
受託者の 行う防火 管理業務 の範囲 及び方法	常駐 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> [ ]	
			常駐場所	
			常駐人員	
			委託する防火 対象物の区域	
		委託する時間帯		
巡回 方式	範囲	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 [ ]	

受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	巡回方式	方	巡回回数		
		方	巡回人員		
		法	委託する防火対象物の区域		
			委託する時間帯		
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 [ ]		
			方	現場確認要員の待機場所	
	到着所要時間				
	法	委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			

- (備考) 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については該当する項目の□に√印を付すること。  
2 ※欄は記入しないこと。

(注) 通報登録承認番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、東京消防庁の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

## 中規模用消防計画作成チェック表

作成する内容		必要項目	作成チェック	備考
1	目的及びその適用範囲等			
	1 目的	○		
	2 適用範囲	○		
	3 防火管理業務の一部委託	△		
2	管理権原者及び防火管理者の業務と権限			
	1 管理権原者	○		
	2 防火管理者	○		
3	消防機関との連絡等			
	1 消防機関へ報告、連絡する事項	○		
	2 防火管理業務資料等の整備	○		
4	火災予防上の点検・検査			
	1 日常の火災予防	○		
	2 自主的に行う検査・点検	○		
	3 消防用設備等の法定点検	○		
	4 報告等	○		
	5 その他共用部分の検査	△		
5	守らなければならないこと			
	1 従業員等が守るべき事項 (避難施設と防火施設等の管理、火気管理、放火防止対策等)	○		
	2 防火管理者等が守るべき事項 (収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立等)	○		
6	自衛消防組織等について			
	1 組織の編成	○		
	2 自衛消防活動	○		
	3 自衛消防隊の活動範囲	○		
7	休日、夜間の防火管理体制	○		
8	地震対策について			
	1 日常の地震対策	○		
	2 地震後の安全処置	○		
	3 地震時の活動	○		

	4 警戒宣言発令時の対応措置	△		
9	防災教育について	△		
	1 防災教育の実施時期等	○		
	2 防災教育の内容及び実施方法	○		
10	訓練について			
	1 訓練の実施時期等	○		
	2 訓練の実施結果	○		
別表 1	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	○		
別表 2	自主検査チェック票(日常)「火気関係」	○		
別表 3	自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」	○		
別表 4	自主検査チェック票(定期)	○		
別表 5	消防用設備等自主点検チェック票	○		
別表 6	消防用設備等点検計画表	○		
別表 7	自衛消防隊の編成と任務	○		
別表 8	自衛消防隊の編成と任務(休日、夜間)	△		
別表 9	防火管理業務の委託状況表	△		
別記 1	放送文	△		
別記 2	防火管理業務実施計画書	△		
別 図	避難経路図	○		
備 考				

- ※ (1) ○印は必要項目、△印は該当する場合のみ  
(2) 共同防火管理の該当・非該当については赤字で、表右上に記入願います。